

○静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則

平成 15 年 4 月 1 日

規則第 144 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日規則第 80 号

平成 18 年 3 月 8 日規則第 77 号

平成 18 年 3 月 31 日規則第 161 号

(題名改称)

平成 20 年 10 月 31 日規則第 163 号

平成 25 年 4 月 1 日規則第 52 号

平成 29 年 3 月 27 日規則第 20 号

令和 2 年 3 月 31 日規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号。以下「省令」という。）及び静岡市公衆浴場法施行条例（平成 24 年静岡市条例第 85 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 18 規則 161・平 25 規則 52・一部改正)

(営業許可の实地調査)

第 2 条 静岡市保健所長（以下「保健所長」という。）は、省令第 1 条の規定による申請書の提出があったときは、省令第 6 条に規定する環境衛生監視員に、当該公衆浴場の設置の場所又はその構造設備が、公衆衛生上適当であるか否か、及び条例第 3 条に規定する設置の場所の配置の基準に適合するか否かを实地に調査させなければならない。

(平 18 規則 161・一部改正)

(営業許可証の交付)

第 3 条 保健所長は、法第 2 条第 1 項の規定による営業許可（以下「営業許可」という。）をしたときは、営業許可証を交付する。

2 営業許可を受けた者は、営業許可証を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を付し、保健所長に再交付を申請しなければならない。

3 営業許可を受けた者は、営業許可証を利用者の見やすい場所に掲示するよう努めなければならない。

(営業許可の失効)

第4条 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、営業許可は、その効力を失う。

- (1) 営業許可を受けた者が死亡したとき（法第2条の2の規定により相続による営業者の地位を承継した場合を除く。）。
- (2) 営業許可を受けた法人が解散したとき。
- (3) 災害その他の理由により公衆浴場が消滅したとき。

（浴槽水の補給に関する管理の方法）

第5条 条例第4条第7号エただし書に規定する規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) ろ過器は、毎日1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、次のいずれかの方法で消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあつては、この限りでない。

ア遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法

イモノクロラミン濃度が1リットル中5ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法

- (2) 浴槽水は、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあつては、この限りでない。

（平29規則20・追加）

（原湯等の水質の基準）

第6条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係る条例第4条第7号カに規定する規則で定める基準は、別表第1の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であつて、当該基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち色度、濁度、pH値並びに全有機炭素の量及び過マンガン酸カリウム消費量については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合することを要しない。

2 浴槽水に係る条例第4条第7号カに規定する規則で定める基準は、別表第2の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であつて、当該基準により難く、かつ、

衛生上危害を生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち濁度並びに全有機炭素の量及び過マンガン酸カリウム消費量については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合することを要しない。

(平 25 規則 52・追加、平 29 規則 20・旧第 5 条繰下)

(水質基準の適用除外の認定の申請)

第 7 条 前条第 1 項ただし書又は同条第 2 項ただし書の規定による認定を受けようとする者は、申請書を保健所長に提出しなければならない。

(平 18 規則 161・追加、平 25 規則 52・旧第 5 条繰下・一部改正、平 29 規則 20・旧第 6 条繰下)

(貯湯槽内の消毒方法)

第 8 条 条例第 4 条第 7 号キただし書に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

(1) 遊離残留塩素濃度が 1 リットル中 50 ミリグラム以上 100 ミリグラム以下の塩素水を貯湯槽内壁に噴霧する方法

(2) モノクロラミン濃度が 1 リットル中 50 ミリグラム以上 100 ミリグラム以下のモノクロラミン溶液を貯湯槽内壁に噴霧する方法

(平 25 規則 52・追加、平 29 規則 20・旧第 7 条繰下・一部改正)

(ろ過器の消毒方法)

第 9 条 条例第 4 条第 7 号サに規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

(1) 遊離残留塩素濃度が 1 リットル中 5 ミリグラム以上 10 ミリグラム以下の塩素水を注入する方法

(2) モノクロラミン濃度が 1 リットル中 5 ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法

(3) 浴槽水に塩素系薬剤を投入することにより当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を 1 リットル中 10 ミリグラム以上 50 ミリグラム以下とし、当該浴槽水を 2 時間以上循環させた後、中和処理して排出する方法

(4) 浴槽水にモノクロラミンを投入することにより当該浴槽水のモノクロラミン濃度を 1 リットル中 10 ミリグラム以上とし、当該浴槽水を 1 時間以上循環させた後、中和処理して排出する方法

(5) 浴槽水の温度を摂氏 60 度以上に維持した状態で 1 時間以上循環させた後、当該浴

槽水を排出する方法

(6) 浴槽水の温度を摂氏 65 度以上に維持した状態で 30 分以上循環させた後、当該浴槽水を排出する方法

(7) 過酸化水素により処理する方法

(8) 二酸化塩素処理による方法

(9) 過炭酸ナトリウムにより処理する方法

(平 25 規則 52・追加、平 29 規則 20・旧第 8 条繰下・一部改正)

(配管等の設備の消毒方法)

第 10 条 条例第 4 条第 7 号シに規定する規則で定める方法は、前条第 7 号から第 9 号までに掲げる方法のいずれかとする。

2 条例第 4 条第 7 号スに規定する規則で定める方法は、前条第 3 号から第 9 号までに掲げる方法のいずれかとする。

(平 25 規則 52・追加、平 29 規則 20・旧第 9 条繰下・一部改正)

(浴槽水の消毒方法)

第 11 条 条例第 4 条第 7 号セに規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

(1) 浴槽水に塩素系薬剤を投入する方法。この場合において、浴槽水の遊離残留塩素濃度は、1 リットル中 0.4 ミリグラム以上に保つものとする。

(2) 浴槽水にモノクロラミンを投入する方法。この場合において、浴槽水のモノクロラミン濃度は、1 リットル中 3 ミリグラム以上に保つものとする。

(平 25 規則 52・追加、平 29 規則 20・旧第 10 条繰下)

(浴槽の管理の方法)

第 12 条 条例第 4 条第 7 号チに規定する規則で定める方法は、次のとおりとする。

(1) ろ過器を使用している場合にあっては、当該ろ過器は、毎日 1 回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、次のいずれかの方法で消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあつては、この限りでない。

ア遊離残留塩素濃度が 1 リットル中 5 ミリグラム以上 10 ミリグラム以下の塩素水を注入する方法

イモノクロラミン濃度が 1 リットル中 5 ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法

(2) 浴槽水は、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、ろ過器を設置していない浴槽の浴槽水又はけいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあつては、この限りでない。

(平 25 規則 52・追加、平 29 規則 20・旧第 11 条繰下・一部改正)

(衛生管理に係る計画書の提出等)

第 13 条 浴場業を営む者は、営業を開始したときは、条例第 4 条第 19 号の衛生管理に関する計画書を遅滞なく保健所長に提出するものとする。

2 浴場業を営む者は、前項の計画書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく保健所長に届け出るものとする。

(平 18 規則 161・追加、平 25 規則 52・旧第 6 条繰下・一部改正、平 29 規則 20・旧第 12 条繰下)

(書類の様式)

第 14 条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 省令第 1 条の規定による営業許可の申請書 様式第 1 号

(2) 省令第 2 条、省令第 3 条若しくは省令第 3 条の 2 の規定による承継届書又は省令第 4 条の規定による許可申請書若しくは承継届書の記載事項の変更若しくは営業の停止若しくは廃止の届書 様式第 2 号

(3) 第 3 条第 1 項の規定による営業許可証 様式第 3 号

(4) 第 3 条第 2 項の規定による営業許可証の再交付申請書 様式第 4 号

(5) 法第 2 条第 2 項の規定による不許可通知書 様式第 5 号

(6) 第 7 条の申請書 様式第 6 号

(7) 条例第 4 条第 19 号の衛生管理に係る計画書 様式第 7 号

(8) 第 13 条第 2 項の規定による届出書 様式第 8 号

(平 18 規則 161・旧第 5 条繰下・一部改正、平 25 規則 52・旧第 7 条繰下・一部改正、平 29 規則 20・旧第 13 条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(平 18 規則 77・旧附則・一部改正)

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

2 蒲原町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日までに、公衆浴場

法施行細則（平成 15 年静岡県規則第 68 号）の規定によりなされた手続その他の行為で、編入日以後において保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に特別の定めがあるものを除き、編入日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（平 18 規則 77・追加）

（由比町の編入に伴う経過措置）

- 3 由比町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、公衆浴場法施行細則の規定によりなされた手続その他の行為で、編入日以後において保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に特別の定めがあるものを除き、編入日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（平 20 規則 163・追加）

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 80 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 8 日規則第 77 号）

この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 161 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、公衆浴場法施行細則（平成 15 年静岡県規則第 68 号）の規定によりなされた手続その他の行為で、施行日以後において保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 20 年 10 月 31 日規則第 163 号）

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規則第 52 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日規則第 20 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 40 号）

この規則は、10 月 1 日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

(平 25 規則 52・追加、平 29 規則 20・一部改正)

検査項目	検査方法	基準値
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
pH 値	ガラス電極法	5.8 以上 8.6 以下であること。
全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素測定法又は滴定法	全有機炭素の量は 1l 中 3mg 以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量は 1l 中 10mg 以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと (100ml 中 10cfu 未満であることをいう。)

別表第2 (第6条関係)

(平 25 規則 52・追加、平 29 規則 20・一部改正)

検査項目	検査方法	基準値
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素測定法又は滴定法	全有機炭素の量は 1l 中 8mg 以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量は 1l 中 25mg 以下であること。
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和 37 年厚生省令・建設省令第 1 号) 第 6 条に規定する方法	1 ml 中 1 個以下であること。

レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ml 中 10cfu 未満であることをいう。）。
---------	----------------	--------------------------------------